

京都市告示第 177号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年5月24日付けで認可した大江町町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成16年5月17日

京都市長 榊本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	加藤 敏彦	堀部 映満
代表者の住所	京都市下京区東洞院通松原下る大江町 545 番地	京都市下京区松原通東洞院東入ル大江町 533 の 1
事務所の所在地の変更	京都市下京区東洞院通松原下る大江町 545 番地	京都市下京区松原通東洞院東入ル大江町 533 の 1

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)